大阪府指定出資法人評価等審議会（第 10 回）

■と　　き　令和 8 年 10 月 26 日（月曜日）13：00 ～ 14：30
■と こ ろ　Web 開催
■出 席 者　新生　雅則（F&Link 株式会社　公認会計士）
　　小沢　貴史（神戸大学大学院　経営学研究科　教授）
　　西川　和予（株式会社　勁草パートナー　中小企業診断士）
　　村井　恵美（恵み法律事務所　弁護士）
　　山口　朋子（株式会社コングレ　監査役）
議　　事　１．指定出資法人の役員報酬水準の再点検について
　　２．指定出資法人の役員報酬基準の再点検について（大阪府道路公社）

１．指定出資法人の役員報酬水準の再点検について

資料 1、2 に基づき、役員報酬水準の再点検について、事務局より説明

委　員：参考資料３、「①民間給与実態統計調査（国税庁）」に記載されている令和７年の前年度上昇率 3.0％について、この数値の出典を確認したい。

事務局：当該上昇率は国税庁が公表している数値ではなく、同庁が公表している年間平均給与額を基に府において算出したものである。具体的には、令和７年分の年間平均給与額 457 万 1,000 円と令和６年分の 443 万 9,000 円との差から上昇率を算出している。

委　員：資料２に記載の報酬改定状況について確認したい。今回の役員報酬水準の見直しは、府退職者が就任する可能性のあるポストを対象に上限額を定めるものであり、各法人に報酬改定を義務付けるものではないとの理解でよいか。また、制度上は各法人が一定の範囲内で報酬額を設定でき、役員業績評価による増減調整もあるものの、実態としては、各法人の報酬基準額は府の見直し内容に沿って設定されているとの理解でよいか。

事務局：そのとおり。今回示しているのは上限額であり、実際に報酬改定を行うかどうかは各法人の判断による。また、令和８年度の状況を見る限り、全ての法人において令和７年度の報酬水準見直しの内容に沿った改定が行われている。

委　員：そうであるならば、その点が資料２から読み取れるよう、記載を工夫した方がよい。

事務局：当該箇所の記載修正を検討する。

委　員：資料１の役員報酬制度の対象範囲について改めて確認したい。府退職者が就任する可能性のあるポストが制度対象との説明であったが、公募の結果として府退職者以外が就任した場合についても同じ報酬基準が適用されるのか。

事務局：そのとおり。公募は同一の条件で実施しており、府退職者か否かにかかわらず、同じ報酬基準を適用している。

委　員：公募ポストは基本的に制度対象となるとのことだが、非公募で府退職者が就任しているポストはどのように取り扱われるのか。

事務局：本制度は常勤役員を対象としている。現在、非公募ポストは２ポストあり、このうち（公財）大阪国際平和センターの業務執行理事については常勤役員ポストであることから制度対象となる。

委　員：どのようなポストを制度対象としているのかという考え方について、資料上でもより丁寧に説

明した方がよい。

事務局：資料 1 も記載修正を検討する。

委　員：参考資料２の応募状況を見ると、民間からの応募もあるものの、実際の採用は府退職者が大半を占めている。一方で、役員報酬水準については、民間給与実態統計調査に基づく上昇率を用いて毎年見直している。人材確保の観点から民間の給与動向を参考とすることや、見直しに当たって客観的な指標を用いる必要があることは理解できる。しかし、実態として府退職者が応募・採用の中心となっている中で、民間給与の上昇率をそのまま反映し続けることが適切なのかについては、今後検討の余地もあるのではないか。

事務局：応募状況だけを見ると、そのような見方もあると認識している。一方で、公募制度の運用に当たっては、府退職者に限らず、多様な経歴や経験を有する人材から幅広く応募を得て、法人がその中から適任者を選任できる環境を確保することが重要であると考えている。

２．指定出資法人の役員報酬基準の再点検について（大阪府道路公社）

資料 3～6 に基づき、大阪府道路公社の役員報酬基準の再点検について、事務局より説明

〔主な意見等〕

委　員：債券運用の対象が国債に限られていることから、運用自体の難易度は必ずしも高くないかもしれないが、前回点検時には説明されていなかった債券運用への対応が今回示されており、従前に比べて資金運用に係る対応の必要性が増していると考えられる。管理路線が 1 路線減少することを考慮しても、資金運用への対応に係る職務・職責を踏まえ、評価を 0.5 点引き上げる考え方もあるのではないか。

委　員：金利や物価高騰等への対応については、他の法人も同様の経営環境にあることなども考慮すると、今回、その点において職務・職責に大きな変化が生じたとまではいえないと感じる。また、管理路線が 2 路線から 1 路線になることに伴い、対応すべき業務も少なからず減少すると考えられるため、評価を 0.5 点引き下げる考え方もあると思われる。

委　員：今回の再点検における大きな変化は、管理路線が 2 路線から 1 路線になることであり、その点を中心に評価した。管理路線は減少するものの、箕面有料道路の更なる安全対策等への対応により負担が増加する部分もあることから、これらを総合的に勘案すると、評価は据え置きでよいのではないか。

委　員：管理路線は 1 路線減少するものの、道路料金収入や維持管理業務の構成割合を踏まえると、職務・職責が大きく軽減されるものではないように思う。移管に伴う撤去工事等の残務も含め、職務・職責を総合的に勘案すると、評価を引き下げるまでには至らない。一方、評価を引き上げるほどの大きな変化があるともいえないため、評価を据え置くことが妥当だと考える。

委　員：種々の意見を総合的に踏まえると、役員の職務・職責等について、前回点検時から大きな変化はないと考えられることから、①役員としての日々の職務内容、②役員としての重要課題・ミッション及び③役員としての法人運営上の経営判断の自由度・リスクのいずれも、前回の評価と同じ 2 点とし、合計 6 点を審議会意見とする取扱いでよいか。

各委員：異議なし。